様式第15号（第27条関係）（第2面）

注　意

1　公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を５欄に記載すること。

2　申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。

3　６欄及び７欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、６欄又は７欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。

4　６欄及び７欄の「２の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。

5　６欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。

6　６欄及び７欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第１９条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。

7　８欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（　）内に記載すること。

8　８欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
　また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

9　※印欄には、記載しないこと。

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号（第31条、第31条の３、第101条の２の３関係）

受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長通知書

1 申請者	氏名		生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日	性別　男・女
	住所又は居所	〒　（電話　）			
2 申請する延長の種類	受給期間　・　教育訓練給付適用対象期間				
3 離職年月日	平成　年　月　日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成　年　月　日		
5 被保険者番号					
6 支給番号					
7 受給（教育訓練給付適用対象）期間延長の理由	イ　妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができないため ロ　定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由				
8 職業に就く（対象教育訓練の受講を開始する）ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで		
※ 延長後の受給（教育訓練給付適用対象）期間満了年月日	平成　年　月　日				

雇用保険法施行規則第31条第４項・第31条の３第３項の規定により受給期間、第101条の２の３第３項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間を上記のとおり延長する。

平成　年　月　日

管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局　の所在地

公共職業安定所長
地方運輸局長　名　　㊞

注　意

1　この通知書は、申請に係る給付を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
2　申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、職業に就くことができない（対象教育訓練の受講を開始することができない）理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
3　職業に就くことができない（対象教育訓練の受講を開始できない）理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
4　受給期間延長の場合、受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていないときは離職票）に添えて、この通知書を提出すること。

※
帳票種別　1 1 □ □ □　205：受給期間　560：教育訓練

1．支給番号　□□－□□□□□□－□

2．被保険者番号　□□□□－□□□□□□－□　3．被保険者となった年月日　□□□□□□

4．職業に就くことができない期間又は求職申込みをしない期間　□□□□□□－□□□□□□－□　理由　□
（1 妊娠・出産・育児　2 疾病・負傷　3 安定所長がやむをえないと認める理由　4 定年等）

備考		※ 所属長		次長		課長		係長		係		操作者	

(985W) 22.2